

◆ 農業者戸別所得補償制度の申請方法

実行組を通じて配布される営農計画書および交付申請書に記入押印のうえ、提出（申請の受付は6月30日まで）してください。また、昨年度の「戸別所得補償モデル対策」未申請の方は、別途振込口座を確認する書類を提出していただきます。

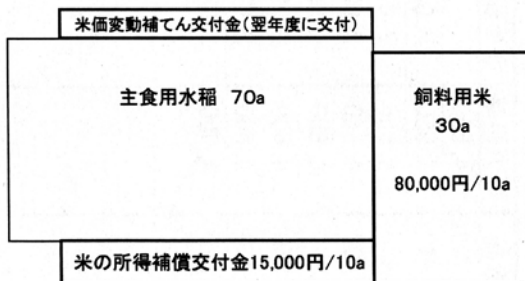
飼料用米・米粉用米・麦・大豆などについては、農協など実需者との「契約」が必要となります。

7月1日以降、対象作物の作付確認、数量払いの畑作物の数量確認を行い、平成23年10月以降順次交付金が支払われる予定です。米価変動補てん交付金については、翌年5～6月頃の支払いとなります。

農業者戸別所得補償制度の取組例

取組例1

水田面積1haのうち、3割(30a)を飼料用米、残りの7割(70a)を主食用水稲を作付けた場合

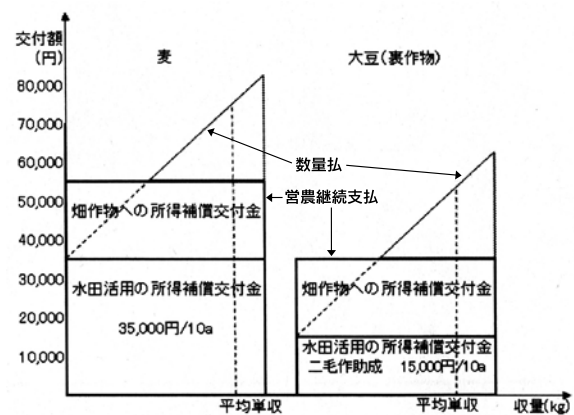


飼料用米は転作作物としてカウントされるので、「米の所得補償交付金」の対象となり、主食用水稲60aに対して9万円、「水田活用の所得補償交付金」では飼料用米30aに対して24万円、合計33万円が交付され、23年産水稲の販売価格が「標準的な販売価格」を下回った場合には「米価変動補てん交付金」が翌年度に交付されます。

※交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10aを控除します。

取組例2

水田において、麦を前年12月に作付、6月に収穫後、7月に大豆を作付、12月に収穫した場合



水田に作付けているので、水田活用の所得補償交付金（交付単価35,000円/10a、裏作物については二毛作助成の15,000円/10a）と畑作物の収穫量に応じて所得補償交付金が交付されます。

また、麦、大豆については、生産性向上を支援する産地資金(15,000円/10a)が予定されています。

左の取組例1と同様に米の生産数量目標を達成している場合は、米に対する助成（米の所得補償交付金、米価変動交付金）が交付されます。

◆ 環境保全型農業直接支払

農業者などが、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援（国の支援額：4,000円/10a、地方分：4,000円/10a）が交付されます。

〔具体的な営農活動〕

カバークロップの作付け、リビングマルチ・草生栽培の実施、冬期湛水管理、有機農業の取組

お問い合わせは 中国四国農政局徳島農政事務所 農政推進課（☎088・622・6132）、
計画課（☎088・622・6133）、地域第1課（☎0884・22・0328）まで。
申請書の提出は、小松島市産地づくり推進協議会事務局（市産業振興課内☎32・3809）まで。